

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成19年1月26日

名古屋市長 松原 武久

特定事業(名古屋市守山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業) の選定について

1. 事業内容

(1) 事業名称

名古屋市守山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業(以下「本事業」という。)

(2) 対象となる公共施設等の種類

体育施設(スポーツ練習場)

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 松原 武久

(4) 事業範囲

事業者¹は、PFI法に基づき、新たに本施設を設計、建設し、運営業務、維持管理業務等を遂行することを事業の範囲とする。

本施設²の設計及び建設に関する業務

要求施設³の維持管理業務

要求施設の運営業務

付加施設⁴の整備、維持管理及び運営業務

飲料等提供業務

事業者による付帯事業(特定民間事業、民間教室事業)

¹ 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者。

² 本事業で事業者が整備する施設及び設備の全て。本事業における公共施設等として位置づけるもの。ただし、民間設置施設は含まない。

³ 本施設のうち、付加施設を除く全ての施設及び設備。

⁴ 本施設の一部として、スポーツ及びレクリエーションの利用に供する施設又は要求施設の利用者の利便性の向上に資する施設として事業者が自らの責任と費用により維持管理及び運営する必須施設。要求施設と競合しない施設。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理業務を行う方式（BTO (Build Transfer Operate)）により実施する。

2. 事業者の収入

市は、事業者が行う本施設の設計、建設に関する費用及び運営・維持管理に関する費用（付加施設の運営に必要な設備・機器・備品等の設置費用、維持管理及び運営に係る費用を除く。）を、当該業務に係るサービスの対価としてサービス購入料を事業者に支払うものとする。

また、市が要求する教室事業、付加施設及び飲料等自動販売機の運営により得られた収入若しくは、特定民間事業及び民間教室事業の実施により得られた収入は、直接事業者の収入とする。

3. 市が直接実施する場合とPFI事業⁵で実施する場合の評価

(1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業実施方針に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、市が独自に設定したものであり、応募者⁶の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

⁵ PFI法に基づく事業。

⁶ 応募企業又は応募グループ及び協力会社。

1) 前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 事業により実施する場合
財政負担額の 主な内訳	支出 設計及び建設に係る費用 ・建設費 ・設計費 等 運営及び維持管理に係る費用 ・人件費 ・光熱水費 ・修繕費 ・委託費 等 起債の支払利息	支出 サービス購入料 ・建設費の一部（交付金、起債及び一般財源充当分） ・割賦代金 ・運営及び維持管理に係るサービス購入料 起債の支払利息 モニタリング費用 アドバイザー費用
	収入 施設使用料金収入 駐車場使用料金収入 市が要求する教室事業等収入	収入 施設使用料金収入 駐車場使用料金収入 税収（市税分） 注）市が要求する教室事業等収入は、P F I 事業者の収入として計算
事業期間	設計・建設期間：2年9ヶ月、運営・維持管理期間：20年4ヶ月	
施設内容	第1競技場 / 第2競技場 / 軽運動室 / トレーニング室 / 屋内温水プール 会議室 / 駐車場 / 付加施設（運営等業務に係る設備・備品等を除く）等	
設計及び建設 に係る費用	市内既設スポーツセンターの実績額等を基に設定した。	他事例の実績及び聞き取り調査等に基づき、建設及び設計に係る費用について、市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
運営・維持管理に 関する費用	市内既設スポーツセンターの実績額等を基に設定した。	人件費は、聞き取り調査等により、民間動向を踏まえ設定した。備品更新費、業務委託費等については、市が直接実施する場合に比べ民間ノウハウの活用により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。 光熱水費は、市が直接実施する場合と変わらないものとした。
資金調達に関する 事項 1	交付金 ² 起債 ³ 一般財源 ⁴	資本金 民間金融機関借入 ⁵ 市からの一時金 ⁶
共通条件	割引率4%、物価上昇率0%	

- 1：市が直接実施する場合は、市の資金調達の内訳。PFI事業により実施する場合は、PFI事業者の資金調達の内訳。
- 2：文部科学省の安心・安全な学校づくり交付金交付要綱を基に算定した。
- 3：地方債許可方針等に準じた充当率により施設整備費総額から交付金額を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準を勘案し設定した。
- 4：施設整備費総額から交付金、起債額を除いた額より算定した。
- 5：施設整備費総額から市からの一時金（交付金、起債、一般財源）及び資本金を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準等を勘案し設定した。
- 6：設計及び建設に係る費用の一部については市からの一時金として、市が起債及び国からの交付金等により調達する。

2) 算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施した場合の市の財政負担額とPFI事業により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

3) 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施した場合に比べて、PFI事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担が、約3.1%削減することが見込まれる。

また、事業者に移転するリスクについては、データの蓄積がないこと等により厳密な定量化は困難であるため考慮していない。

(3) 定性的評価

本事業をPFI事業により実施した場合、上記のような定量的効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 設計・施工・維持管理・運営業務の一括発注による事業の効率化

本施設の設計、施工から維持管理及び運営までの業務を一括して民間事業者に委ねることにより、維持管理及び運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、それぞれ分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化が期待できる。

2) 民間ノウハウの活用による魅力あるスポーツセンターの実現

付加施設の設置、民間設置施設⁷による特定民間事業の実施、民間教室事業の実施等により、民間事業者が有するスポーツ施設をはじめとした各分野の専門的な知識やノウハウを活用することができると考えられ、これまでにないスポーツセンターの実現が期待できる。

⁷ 本施設には含まない別の建物又は施設として、スポーツ及びレクリエーションの利用に供する施設又は要求施設の利用者の利便性の向上に資する施設若しくは地域住民等の利便性の向上に資する施設のうち本事業の実施に資するものとして市が適当と認めるもの。

3) 市民ニーズに対応した良質なサービスの提供

合理的な施設配置といったハード面における工夫や、集客力のあるプログラムの実施等のソフト面での工夫が可能となり、市民の健康増進等に寄与する良質で多様なサービスの提供や、市民ニーズや時代に対応した柔軟な事業運営が期待できる。

4) 財政支出の平準化

施設整備段階における財源に関しては、従来交付金と起債以外に市の一般財源から構成されていたが、PFI事業として実施した場合、これまでの一般財源分の一部を民間金融機関からの借り入れで対応するため、市は運営期間を通して毎期定められた対価を支払うこととなり、財政支出の平準化を図ることが期待できる。

5) 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化等の効果が期待できる。

(4) 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が自ら実施した場合に比べ、事業全体を通して約3.1%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や公共サービス水準の向上も期待できる。また、市民に親しまれかつ魅力あるスポーツセンターの実現を図る上でも民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上より、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。